

「日南地区医薬分業支援センター会営薬局」無菌調剤室利用案内

一般社団法人日南申間薬剤師会が運営する「日南地区医薬分業支援センター会営薬局」では、多くの薬局薬剤師が医療用麻薬や輸液等を含む注射剤の無菌製剤処理を習得する研修設備として、また、注射剤の処方箋を応需した薬局薬剤師が実際に無菌製剤処理を行なえるよう共同利用が可能な無菌室を設置しました。

共同利用には、当会及び宮崎県薬剤師会主催の注射剤無菌製剤処理に係る実技及び実地研修を受講し、契約書にて事業所（薬局）と薬剤師会との契約が必要です。契約完了後、下記の要領で当薬局の無菌室をご利用いただけます。

※共同利用で無菌室に入室できるのは所定の研修を修了された薬剤師のみとなりますのでご了承ください。

1. 無菌室利用の予約

電話にて予約をお願いします。月曜から金曜（日・祝祭日・年末年始を除く）の **13:00~17:00** に電話（**0987-32-1600**）にてご連絡下さい。また、無菌室使用は原則として、月曜から金曜（日・祝祭日・年末年始を除く）の **9:30~17:00** でお願いいたしますが、当日の時間延長等はお相談下さい。

2. 共同利用申込書の記入

所定の用紙《別記1》に必要事項をご記入の上、当薬局へ FAX（**0987-32-1603**）をお願いいたします。申込書原本は忘れずに当日ご持参下さい。当薬局で保管となります。

3. 無菌調剤記録簿の作成

必要なもの：無菌調剤記録簿 当日でも構いません。無菌製剤処理の際の手順や必要備品の確認のために作成が必要です。当薬局保管となります。

4. 利用当日に持参するもの

共同利用申込書、無菌調剤記録簿、処方箋の写し、無菌製剤処理で使用する物品等。基本的な器材は当薬局に在庫しております（価格表参照）。その他必要器材はお持ち込み下さい。

5. 調剤後の記録について

当薬局の情報の記録が必要となります。

◎薬袋への記載 省略可

◎処方箋等への記載 必要・・・手書きしていただいても構いませんが、共同利用時に処方箋原本があればこちらで座判（薬局印）を押印します。

◎調剤録への記載 無菌製剤処理を行った薬剤に関する事項も含め、当該処方箋が調剤済みとなるまでに行った全ての事項について記載が必要です。

調剤時・調剤後の書類への記録について（日本薬剤師会ホームページ 参照）

準備する書類など	処方箋受付薬局 (借りる側)	無菌調剤室提供薬局 (貸す側)	備考
調剤された薬剤の表示 (薬局の名称及び所在地)	必須	省略可	薬剤師法第25条等
処方箋への記入等 (薬局の名称及び所在地)	必須	必須	薬剤師法第26条等
調剤済み処方箋の管理	3年間保存	—	薬剤師法第27条等
調剤録	全ての事項	無菌調剤処理を行った薬剤に関する事項についてのみ	薬剤師法第28条等

無菌調剤室共同利用を行うには

①無菌調剤室の利用は、無菌調剤研修（実技・実地）を受講し、修了者名簿に登録された者に限ります。（別紙、「無菌調剤室共同利用のための研修会について」参照）

②事前に当薬局と契約を結んでいる薬局に限ります。契約を結ぶ際は、下記の書類が必要となりますので、日南申間薬剤師会事務局にご連絡ください。書類のひな形等をお渡します。

契約時に必要な書類

- 契約書（「個人情報取扱特記事項」を含む）：2部
- 無菌調剤室の共同利用に関する指針：1部

以上の書類を薬剤師会事務局に持参、または郵送にてご提出ください。契約完了後、契約書（1部）をお返しします。

③利用にかかわる下記の書類は、契約を結ぶ際に改めてお渡しします。

- 日南申間薬剤師会医薬分業支援センター会営薬局無菌調剤室内規
- 無菌調剤室マニュアル（手順書）
- 無菌調剤室の利用案内
- 共同利用に関する要綱
- 共同利用記録簿
- 調剤事故発生時の連絡手順
- 無菌調剤室利用料金
- 無菌調剤室平面図
- 無菌製剤処理加算の施設基準に係る届出書添付書類

④保健所や厚生局への届出は各薬局でお願いします。

